
規 則

高知県公文書等の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年9月8日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第101号

高知県公文書等の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県公文書等の管理に関する条例施行規則（令和元年高知県規則第36号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第5号を次のように改める。

（5） 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第76条第2項に規定する開示請求、同法第90条第2項に規定する訂正請求又は同法第98条第2項に規定する利用停止請求があったもの 同法第78条第1項第4号に規定する開示決定等、同法第94条第1項に規定する訂正決定等又は同法第102条第1項に規定する利用停止決定等の日の翌日から起算して1年間

第20条の見出し中「個人情報漏えい防止」を「個人情報等の漏えい防止」に改め、同条中「個人情報が」を「個人情報等が」に、「当該個人情報」を「当該個人情報等」に改め、同条第2号及び第4号中「個人情報」を「個人情報等」に改める。

第25条第3項中「死者に関する個人情報」を「死者に係る個人に関する情報」に改め、同項第3号中「個人情報が」を「個人に関する情報が」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則

- ◎ 高知県公文書等の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則